

略の懸念をほのめ、一定の東南アジアにおける権益とひまのえに日帝による軍事的主張的負担の負担は明らかである。その米帝の要請に二たのりの日帝の理正の憲法制約下において可能なかぎりの軍事の強化—核武装化と—それをめぐる米帝のくまも二下でのアジア「反共」諸国内における権益の確立—と、日帝の憲法に示される政治的強化を實現し、もつて東南アジアへの新植民地主義的進出の支えとせんとしているのである。二のよりの七〇年安保—中絶政策は、激動する現代世界の中で米帝のつづなる侵襲と在米化に規定された日帝の政治的軍事的な一歩の陣地主義的確立の強化、とりわけ憲法九条の改訂と選挙制度の改編をも前段階に置いた攻撃としてあるのである。

〈資料〉安保条約
 第五条

本条約は、日本国の憲法の下にある領域における、いづれか一方に對する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に對する必要に行動するに同意する。

前記の武力攻撃及びその結果として生じたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて互に四国安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要の措置を執つたときは、終止しなければならぬ。

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用するに同意する。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の駐屯は、一九五三年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づき行政協定（改正を含む）に基いて別段の協定及び合意なくしての政令により規程される。

第二条 負担をもち、分担する社会主義

ト部と日帝

月「社会党」

60年安保斗争の敗北と三党斗争の敗北を右翼的に批判し、この批判の内閣が「高度経済成長」政策とマイ・ア・ア・アとしておこなった一九六一年の「政策転換路線」を批判が本誌二七二による「日本労働の苦闘をめぐり」に右傾化と腐敗の出発点を形成したものであった。右傾化に對して労働条件の改善を要求し、オ三善村園に依存した闘いしなげし之乎、次第と敗北した彼らに最近では「反共斗争の激化する（公労協を除く）行方不明」云々を予定されている「二〇〇〇米市議スト」も、それのみで何回も実現するのみ二并として行く、何とんどの組合も賃金も合理化、時給はととかりめに斗争とつらざるをえぬ、すでにその右傾化に拍車をかけているのである。すでに民間企業の組合連産の組合員に對して総評を上廻した同盟の伸長とエム五、了しの台詞、二ついつ事態を前にして「同盟系との反共統一戦線の結成」を提唱する宝樹派の伸長と民間の分断（向派派と衣田＝三派派）、二つに規定された社会党内の派閥の激化（石、河上派、勝向田派、互は社民内を派系主義者「同志会」）にみられるごとく日本社会主義民主主義の分断がすすんでいる。そして他方で日本社会主義の反共派と不共派の闘いに激化され、逆文が、不共、不共を除くべきである。とていっている。とりわけ本誌は成田論文にみられるごとく既成の労働力の規範をめぐりつる闘いされてきた「反共五委員」に對する対応に断片的に表現している。すでに反共斗争は資金斗争で「左翼的に闘い」なくなつて、今日社会主義者同派、反安保斗争に對して、ついに「反共の闘い」に依拠することなくして闘いなくなつていっている。しかもつらつら昨年より、斗争以降、トロツキスト排除を主張する不共派の「反共派」に對し、右翼的立場からそれを利用して、社会党のそとに「反共再闘」を語つた社会党江田派と反スターリン主義者、或は左翼を中心とした反共本派派の闘いの「前進」に對して動機、日帝性、への理正を述べ、それらの闘いを「評議」せざるをえなくなつている成田論文などにその何れもと危惧を